

千歳市再生可能エネルギー活用調査業務について公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり参加希望者を募集します。

令和4年5月12日

千歳市長 山口 幸太郎

1 担当部署

〒066-8686 千歳市東雲町2丁目34番地

千歳市市民環境部環境課主査（カーボンニュートラル推進担当）（本庁舎1階15番）

電話 0123-24-0590 FAX 0123-22-8851

e-mail kankyo@city.chitose.lg.jp

2 業務の概要

(1) 業務名 千歳市再生可能エネルギー活用調査業務

(2) 業務内容

ア 千歳市の自然的・経済的・社会的条件を踏まえた温室効果ガス、再生可能エネルギーの導入又は温室効果ガス削減のための取組に関する基礎情報の収集及び現状分析

イ 地域特性や削減対策効果を踏まえた将来の温室効果ガス排出量に関する推計

ウ 地域の温室効果ガスの将来推計を踏まえた将来ビジョン・脱炭素シナリオの作成

エ 地域の再生可能エネルギーポテンシャルや将来のエネルギー消費量を踏まえた再生可能エネルギー導入目標の作成

オ 地域の将来ビジョン・脱炭素シナリオ及び再生可能エネルギー導入目標を実現するために必要な政策及び指標の検討並びに重要な施策に関する構想の策定

カ 合意形成を行うための会議等の開催支援

※業務内容の詳細は「千歳市再生可能エネルギー活用調査業務仕様書」のとおり

(3) 履行期間 契約締結日から令和5年3月31日（金）まで（予定）

3 参加資格要件

公募型プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、次のすべての要件を満たしていること。

(1) 令和4年度千歳市競争入札参加資格者名簿に登録があること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で

あること。

- (3) 公募の日から参加表明書提出日までのいずれの日においても、千歳市競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成14年12月18日千歳市長決裁）に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 直近年度の国税（法人税並びに消費税及び地方消費税）及び千歳市税に未納がないこと。
- (6) 千歳市暴力団排除条例（平成26年千歳市条例第1号）に規定する暴力団員等でないこと及び暴力団員等との関係を有していない者であること。
- (7) 別紙仕様書で定める業務について、業務遂行能力及び適正な執行体制を有し、過去に地方公共団体での類似する業務の実績を有すること。
- (8) 調査などによって得た情報について、適切な保護措置を講じる体制を確保できること。

4 実施要領等の交付期間及び方法

千歳市再生可能エネルギー活用調査業務仕様書に係る公募型プロポーザル実施要領、様式及び評価基準等（以下「実施要領等」という。）の交付は、次のとおりとする。

(1) 交付期間

令和4年6月16日（木）まで

(2) 交付方法

1の場所で交付するほか、千歳市市民環境部環境課のホームページからのダウンロードにより交付する。

ホームページURL <https://www.city.chitose.lg.jp/>

5 参加手続等

(1) 参加表明書の提出

参加希望者は、実施要領等で示す書類を次のとおり提出しなければならない。

ア 提出期限 令和4年6月2日（木）午後5時

イ 提出場所 1に同じ。

ウ 提出方法 書留又は簡易書留による郵送又は持参（郵送の場合、提出期限に必着）

(2) 参加資格の確認等

3に定める参加資格要件の確認を行い、確認結果を通知する。併せて参加資格要件を有する者に、企画提案書の提出を依頼する。

(3) 企画提案書の提出

(2)で企画提案書の提出を依頼された者は、次のとおり企画提案書を提出しなければならない。

ア 提出期限 令和4年6月16日（木）午後5時

イ 提出場所 1に同じ。

ウ 提出方法 書留又は簡易書留による郵送又は持参（郵送の場合、提出期限に必着）

6 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領等で示された提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

7 受注候補者の特定

千歳市再生可能エネルギー活用調査業務プロポーザル審査委員会設置要綱に基づき設置する審査委員会において、実施要領等で定めた審査方法及び評価基準により、提出された企画提案書等の審査及び評価を行い、その結果に基づいて本業務の受注候補者として特定する。

8 契約に関する基本事項

(1) 契約の締結

受注候補者と当該業務について協議を行い、内容について合意の上、当該業務仕様書を作成するものとし、その仕様書に基づく見積書を徴収し随意契約の方法により契約を締結する。

(2) 契約保証金

要する。ただし、千歳市契約規則（昭和39年千歳市規則第27号）第27条各号の規定に該当する場合は免除する。

(3) 契約書作成の要否

要する。

(4) 支払条件

後払いとする。

9 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 参加表明及び企画提案に係る書類作成及び提出に要する費用は、提出者の負担と

する。

- (3) 提出された書類は返還しない。
- (4) 提出された書類は提出した者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。
- (5) 再委託の禁止

当該業務の全部を第三者に委任し、又は請け負わせることは認めない。また、当該業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面により市の承諾を得なければならない。

- (7) 物品の調達や再委託が必要な場合は、市内企業を活用するなど、地域への人的・物的貢献に努めること。
- (8) 企画提案書に係るプレゼンテーション及びヒアリングを行う。
- (9) 詳細は、実施要領等による。